

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）事業の目的に積極的に賛同し、その興隆進展に寄与したもの並びに事業推進にあたり功績顕著の者を表彰するために定めるものとする。

(表彰の選考基準)

第2条 表彰の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 仕事の発注を積極的に行い、多くの会員に就業の機会を常時提供し、センター事業の発展に寄与した者
- (2) 会員として、理事、監事、地区班班長、地区班組長、またはその他の委員を10年以上勤め、センター事業及びその運営に貢献があった者
- (3) 前号に規定するその他の委員とは、安全就業委員会委員、就業委員会委員、専門委員会委員、部会委員、職群班運営委員会委員をいう。
- (4) 会員として10年以上在籍し、通算で60月以上（1月に3日以下の就業に従事した者にあつては84月以上）の就業期間があった者、またはその他センターの事業推進にあたり、功績が顕著と認められた者

(被表彰者の推薦)

第3条 理事長は、前条の選考基準に該当する者を、理事会に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、理事長が推薦する者を理事会の審議を経て決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、定時総会または記念式典において、理事長が行う。

- (1) 表彰は、表彰状を授与する。
- (2) 理事長は、前号に定める表彰状に添えて記念品を贈呈することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。